平成２９年（フ）第１６９７号
埼玉県蕨市中央５丁目17番５号
債務者　髙橋　真也
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７０４号
さいたま市大宮区寿能町２丁目140番地１
寿能団地７－801
債務者　阿久津富夫
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７０９号
埼玉県戸田市中町１丁目３番地の７　Ｆ．Ｉ．Ｓ．戸田407号室
債務者　上野　　進（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３２号
埼玉県朝霞市栄町１丁目５番10号　スカイコーポ朝霞103、旧住所埼玉県朝霞市岡１丁目７番６号　ツインパレスM101
債務者　坂本ミツ子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６５４号
埼玉県吉川市道庭２丁目８番地18　キャトルセゾンＢ102号
債務者　山田　理恵
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７０６号
埼玉県草加市松原１丁目７番10－1011号
債務者　小林　紀夫
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第９７０号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目３番２－1201号
債務者　川﨑　美保
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７２号
神戸市北区鈴蘭台北町７丁目21番11－101号、従前の住所神戸市北区山田町小部字向井61番地
債務者　小林　昌夫
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５１８号
名古屋市中村区横前町80番地　ラポールまるとみ105号
債務者　近森　利功
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５６３号
愛知県半田市花園町２丁目11番地の32
債務者　松田　有里
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６６８号
名古屋市西区大金町３丁目５番地　レスポアール大金３Ａ号
債務者　加藤　美恵
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７１２号
名古屋市中区金山２丁目14番９号　ルミエール金山211号
債務者　森田　偉久
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７９３号
名古屋市天白区保呂町1225番地
債務者　井上　滋雄
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８３０号
愛知県小牧市大字大山208番地７　オーネスト小牧台320号、従前の住所愛知県小牧市大字池之内388番地３　グレイス大善やすらぎＢ棟208号
債務者　小林　　榮
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８４３号
愛知県春日井市上条町４丁目144番地　グラン・クリュ402号
債務者　鄭順子こと　鄭　　學順
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８８９号
名古屋市西区笠取町２丁目７番地の２　コートハウスⅠ　３Ａ号
債務者　加賀　信貴
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部